

社員の懲戒処分について

平成31年3月28日
阪神高速トール大阪株式会社

弊社料金所スタッフに対して以下の懲戒処分を行いましたのでお知らせします。

1 懲戒処分の内容

懲戒解雇 平成31年3月28日付け

2 懲戒処分の理由

平成31年3月13日の勤務において、不適正な業務処理を行ったため、この前後の勤務状況を調査したところ、16,940円を着服していたことが判明し、当該社員がその事実を認めため。

なお、損害金額については、すでに弁済されています。

弊社といたしましては、このような事態を招いたことに対しまして、お客さまをはじめ関係者の皆さまに深くお詫びいたします。

今回の事態を真摯に受け止め、より一層のコンプライアンスの徹底を図るとともに、再発防止に努めてまいります。

以 上